

3分で分かる 相続対策のキモ（肝） ～その9～ 相続税の節税対策よりも家族の幸せ対策

1. 家族の幸せ対策

相続対策においては、相続税の納税資金対策や、家族の中の弱者に配慮したもので、節税対策よりも家族の幸せ対策が重要です。とくに、遺産分割協議でもめないように生前の対策をしっかりと行うことや、残したい人に確実に財産が残せるような対策を実行しておきたいものです。

そのため、遺言書の作成と併せて、遺留分の生前放棄、相続時精算課税制度の活用による贈与など、生前に遺産分割争いの芽を摘んでおくことが肝要です。

土地の有効活用においては、相続税や固定資産税などの税負担の軽減に目を奪われて、事業採算の悪い不動産の有効活用を借入金によって実行した結果、借入金の返済に行き詰まり、その他の不動産を売却して借入金の返済を行わざるを得なくなるなど、節税効果を上回る副作用が出ることもあります。

また、老朽化したアパートを放置すると、相続人にとっては不動産ではなく「負動産」となります。

2. 相続対策は優良な資産を残すことを目的に行うべき

一等地は有効に活用し、より多くの収益をあげることでそれらの収益を相続税の納税原資とするようにします。一方、資産価値の乏しい不動産は売却か物納により処分を行います。

生前に権利関係が錯綜している不動産の整理も積極的に行うようにします。それらを通じて所有する不動産の資産価値の向上を図らなければなりません。

相続人にとって、相続財産に多額の負債がなく、かつ、相続税の納税資金が別腹で用意されている（例えば、納税に必要な額以上に生命保険金が確保してある）ことが望ましいと思います。

（文責：山本和義）